


所管部課	子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条 例 規 則				
	部 課 機 関				
<p>1 要 旨</p> <p>児童福祉法施行細則の一部を改正する規則の施行に伴い、児童福祉法第23条の措置を行った場合に本人から徴収する金額の基準を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表「母子保護の実施費用徴収基準」D階層第14階層の徴収基準額「113,500円」を「170,200円」に改正する。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議への報告後、速やかに改正の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果等</p>					